

本庄市分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

この計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した地域社会の実現を目指す。
- ②ごみの発生及び排出の抑制を目的とし、排出されたごみは、可能な限り再利用・再資源化をし、最終処分量を限りなくゼロに近づけるごみの少ない社会づくりを目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	5,174 t	5,135 t	5,096 t	5,057 t	5,018 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、互いに協力・連携を図りながら進めていく。

①環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の現状・ごみ処理に要する費用の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別収集、再生利用

の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

②過剰包装の抑制・買い物袋持参の徹底

過剰包装や使い捨て商品など、消費した段階でゴミとなる物について、広報活動やリサイクル推進イベントなどを通じて再利用・資源化を実践するよう消費者に要請する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

市民及び再生事業者等の協力度、並びに本市における諸計画を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食料用缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	生きびん 及びその他のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳（紙）パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	45		44		44		44		43	
主としてアルミ製の容器	21		21		20		20		20	
無色のガラス製容器※	52		52		51		51		51	
	0	52	0	52	0	51	0	51	0	51
茶色のガラス製容器※	68		68		67		67		66	
	0	68	0	68	0	67	0	67	0	66
その他のガラス製容器※	35		35		35		35		34	
	35	0	35	0	35	0	35	0	34	0
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	305		303		301		298		296	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの※	105		104		103		102		101	
	105	0	104	0	103	0	102	0	101	0

※の欄は、上段は合計、下段左側は協会引渡量、下段右側は独自処理量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直前年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、本庄市一般廃棄物処理基本計画の将来人口に基づき、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
74,799人 (対前年度比)	74,232人 (対前年度比)	73,666人 (対前年度比)	73,099人 (対前年度比)	72,533人 (対前年度比)
99.25%	99.24%	99.24%	99.23%	99.23%

<参考>

・令和6年度分別収集実績量

容器包装廃棄物の種類	収集量実績（単位：t）
主としてスチール製の容器	46
主としてアルミ製の容器	21
無色のガラス製容器	53
茶色のガラス製容器	69
その他のガラス製容器	36
飲料用紙製容器	6
段ボール	311
ペットボトル	106

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

缶類・びん類・ペットボトルの容器包装廃棄物については、自治会による資源物分別収集事業として収集体制が確立されている。その他の容器包装廃棄物については、自治会、子ども会、PTA、及びボランティア団体等の非営利団体による集団資源回収が実施されている。

分別収集の実施主体を以下に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬方法	選別保管場所	備考
主としてスチール製の容器	飲食料用缶	委託業者による 指定日回収等	児玉郡市広域市町村圏 組合立小山川クリーン センター	集団資源回 収でも実施
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	生きびん及び その他のびん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもので（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳（紙）パック	直営による拠点 回収及び行政回 収	直営	集団資源回 収でも実施
主として段ボール製の容器	段ボール	委託業者による 指定日回収及び 拠点回収	民間業者	集団資源回 収でも実施
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもので	ペットボトル	委託業者による 指定日回収等	児玉郡市広域市町村圏 組合立小山川クリーン センター	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 6 号)

缶類、びん類及びペットボトルについては、児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンターへ搬入し、同施設内で選別、圧縮・保管している。その他の容器包装については、廃棄物再生事業者等に有価で引き渡している。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者の意見を反映させていく。そのために、市民・事業者・行政による廃棄物減量等推進審議会において分別収集推進体制の整備を進める。
- ・ 自主的な地域リサイクル活動を推進するため、資源物の排出指導などを行う地域リーダーの養成を継続する。
- ・ ごみの排出抑制、リサイクル啓発の一環として環境講座や 3 R 推進イベントなどの開催を継続する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績により計画の事後評価を行い次期計画策定に反映させる。